

令和 8 年度 教育委員会 第12回定例会 議案

1 日 時 令和 8 年 9 月 16 日（水） 午後 1 時 30 分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

第 18 号議案 浜松特別支援学校の敷地の選定

… 1

<非>第 19 号議案 令和 8 年 9 月県議会定例会に提出する議案

…非

<非>第 20 号議案 教職員の懲戒処分

…非

（3）報告事項

（4）閉 会

第 18 号議案

浜松特別支援学校の敷地の選定

浜松特別支援学校の移転する敷地について、次のとおり選定する。

学 校 名	所 在 地
浜松特別支援学校	浜松市中央区大平台四丁目 25 番 1 号 (現浜松大平台高等学校の校地)

令和 8 年 9 月 16 日提出

静岡県教育委員会教育長

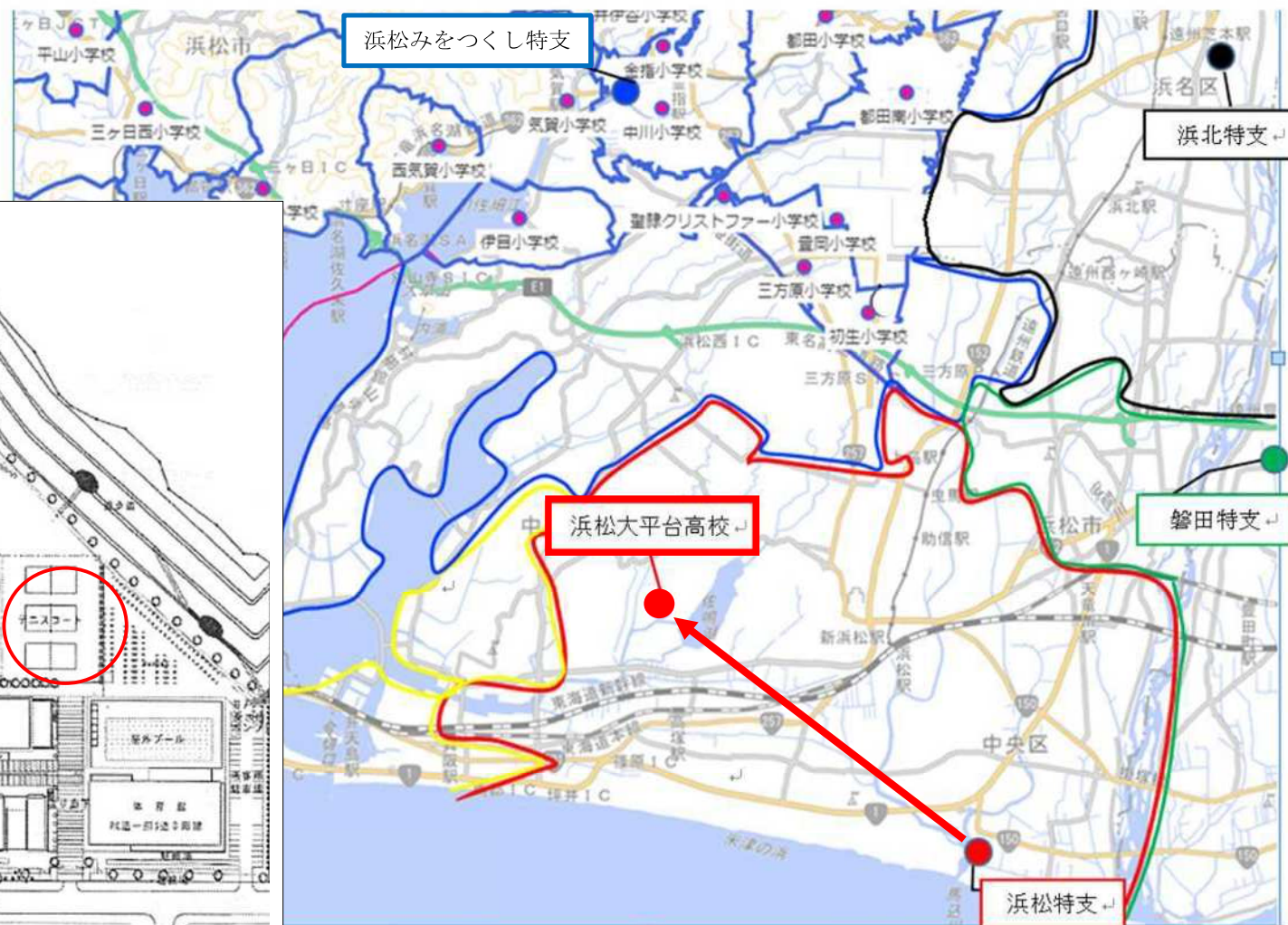
静岡県立浜松大平台高等学校

浜松市中央区大平台4-25-1

浜松駅からバス 約 30 分



浜松大平台高校の現在の校舎配置図



＜非＞第 19 号議案

令和 8 年 9 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 8 年 9 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 8 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（その他の議案）

- 2 造船工事の請負契約について（実習船）
- 3 公の施設の指定管理者の指定について（静岡県立三ヶ日青年の家）

令和 8 年 9 月県議会定例会提出議案の概要

(予算案)

1 令和 8 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	242,812,539	▲ 519,200	242,293,339
人件費	187,929,096	0	187,929,096
事業費	54,883,443	▲ 519,200	54,364,243
教育費	54,453,443	▲ 519,200	53,934,243
災害対策費	430,000	0	430,000

(2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
県立学校等長寿命化事業費	<6,086,300> ▲ 519,200	清水西高等学校のアスベスト対応による工事スケジュール変更に伴う補正

(3) 債務負担行為

ア 変更

(ア) 工事契約

(単位：千円)

事 項	区 分	工事予定額	令和 8 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
高等学校校舎改修 工事契約（御殿場 高等学校）	変更前	150,000	15,000	135,000	R 8 ～ 9
	変更後	161,000	15,000	146,000	R 8 ～ 9
高等学校トイレ改 修工事契約（静岡 城北高等学校ほか 6 校）	変更前	1,171,000	0	1,171,000	R 8 ～ 9
	変更後	1,253,000	0	1,253,000	R 8 ～ 10

イ 追加

(ア) 工事契約

(単位：千円)

事 項	工事予定額	令和 8 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
高等学校校舎解体工事契約 （清水西高等学校）	421,000	0	421,000	R 8 ～ 10

(イ) 協定

(単位：千円)

事 項	管理運営 予定額	令和 8 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
静岡県立三ヶ日青年の家の 管理運営に係る協定	611,000	0	611,000	R 8 ～ 13

(その他の議案)

2 造船工事の請負契約について (実習船)

教育施設課

次の工事について、入札を完了したので契約締結のため、議決を求めるものである。

工 事 の 名 称	落 札 価 格	工 事 の 概 要	契約 方法	落 札 人 住 所 氏 名
焼津水産高等学校 実習船建造工事	千円 4,180,000	鋼船第3種漁船 1隻 計画トン数 699トン 計画速力 13ノット	一般 競争 入札	静岡市清水区三保 3797 番地 常石三保造船株式会社 代表取締役社長 檀上 明人

3 公の施設の指定管理者の指定について（静岡県立三ヶ日青年の家）

社会教育課

静岡県立三ヶ日青年の家の指定管理者について、静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（平成 18 年静岡県条例第 42 号）第 14 条第 1 項の規定により次のとおり指定するため、同条例第 16 条の規定により議決を求めるものである。

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
静岡県立三ヶ日青年の家	浜松市中央区丸塚町 169 番地	三ヶ日フィールド パートナーズ 代表団体 株式会社ヤタロー 代表取締役 太田 雅之	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで

第12回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P1
配付 報告 2	令和 8 年度全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」の結果報告	P6

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概 要

令和 7 年度第 5 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 7 年度 第 5 回	R8. 3. 24	R8. 1. 14 ～ R8. 3. 4	随時監査	新図書館整備課	指摘 1 件 意見 1 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 7 年度第 5 回 監査結果

ア 定期監査

<指摘：1 件>

対象機関	件 名	詳細
新図書館整備課	不適切な入札執行	1

<注意：1 件>

対象機関	件 名	詳細
新図書館整備課	国庫支出金を充当して行う事業の入札執行	2

(別紙 1 : 「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局新図書館整備課	令和 8 年 3 月 24 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 不適切な入札執行 3 内 容 教育委員会事務局新図書館整備課は、令和 6 年度に、新県立中央図書館整備事業に係る国からの交付金収入が確実と見込まれないにもかかわらず、新築工事の入札を執行した。	
【措置の内容】 1 事案発生の原因 令和 7 年 9 月公表の「新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書」において、原因は下記 4 点である旨を報告しています。 (1)事業を進めるに当たっての確認不足、経験不足 (2)他部局や関係機関との連携不足、交付金獲得のための積極的な活動不足 (3)集団心理と心理的視野狭窄 (4)公務に携わる者としての根源的な意識の欠如 2 改善措置の内容 令和 7 年 7 月、教育委員会内に調査検討チームを設置し、一連の庁内意思決定等の経過を再確認するなど本事案の調査を実施しました。 令和 7 年 9 月、調査結果をもとに「新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書」を取りまとめ、課題や問題点を明らかにし、発生の原因分析や再発防止策を取りまとめました。 3 今後の再発防止策 今後、交付金又は補助金を活用する際は、令和 7 年 9 月に策定された「大型施設整備事業等に係る交付金・補助金申請事務マニュアル」を遵守し、関係部署等への情報共有や報告を行い、慎重かつ着実に事業を進めていきます。特に、国への丁寧な事業説明や記録作成、所管省庁や出先機関への直接訪問や要望活動の実施、並びに「交付金、補助金事務チェックリスト」や「交付金事務管理簿」等の活用による業務管理の徹底を通じて、適切な交付金・補助金事務に努めます。	

(別紙 2 : 「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局新図書館整備課	令和 8 年 3 月 24 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 意見 2 件 名 国庫支出金を充当して行う事業の入札執行 3 内 容 教育委員会事務局新図書館整備課では、中央図書館の機能充実と施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、新しい県立図書館の整備を進めています。 令和 6 年 9 月議会において、約 130 億円の国庫支出金を充当して令和 6 年度から令和 9 年度までの期間で約 268 億円の新県立中央図書館整備事業工事契約を行う債務負担行為の予算計上をしました。 議決後、新図書館整備課は、令和 6 年 10 月に新築工事の入札執行伺を起案し、入札公告をしました。参加申請がなく不調に終わったため、令和 7 年度当初予算に改めて新築工事の債務負担行為を計上しました。 充当を見込む国庫支出金は、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金(以下、「交付金」という。)です。 令和 7 年 1 月に国土交通省より、交付金の県の窓口である交通基盤部景観まちづくり課を通じて、新図書館整備課に対し、県が要望する 130 億円規模の交付は困難とする旨の連絡がありました。その後、教育委員会事務局幹部が国土交通省へ赴き協議を重ねましたが、令和 7 年 4 月に、国土交通省からの交付金は最大でも 34 億円程度の見込みとなり、約 100 億円の交付金が収入できないことが明らかになりました。 不調となった令和 6 年度の新築工事の入札が、仮に、落札され契約手続に進んでいた場合は、不足する交付金の代わりに一般財源や県債を充当するなど県財政に大きな影響を与えたであろうことが容易に想定され、交付金の見込みが不明確な状態で行った入札執行は、県政に対する県民の信頼を裏切るといへん大きな問題があった財務会計行為と言えます。 静岡県財務規則第 18 条第 2 号では「歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。」と定めていますが、新県立中央図書館整備事業では事業に係る特定財源である交付金が収入される前に入札を執行しています。この理由について教育委員会事務局は、同号ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。」を適用したと説明しています。	

交付金の収入が確実と見込まれると判断したことについて、監査課が調査したところ、新図書館整備課が令和6年10月に入札執行何を起案するまでに、新築工事が交付金の対象となるかを景観まちづくり課を通じて国土交通省に確認したメールはありましたが、新築工事に係る交付金総額がどれくらいになるかを確認した記録や交付額を明示した内示、その他の通知文や事務連絡等、客観的に収入の確実性を担保する書類は確認できませんでした。

また、内部統制の観点から、債務負担行為に関する予算計上の協議に当たって、県の幹部に交付金の見込みについてどのように説明したのかを確認したところ、新図書館整備課は「教育部長から交付金確保見込みの確認指示があり、担当理事から想定する全体額を確保できる見込みであること、毎年度の協議が必要であること等の説明をしている。」、「副知事からは財源についての質問があり、国交付金1/2、残りに交付税措置のある県債を充当、一般財源は30億円程度となる説明をしている。」との回答がありました。教育部長、副知事ともに財源の確保について確認していましたが、新図書館整備課は、国との交渉記録などの根拠を示すことなく、交付金を確保できるという説明をしていました。正しい情報を上げなかったことで、適切な判断がされることはなく、内部統制は機能しませんでした。

新図書館整備課が交付金を確保できると考えた根拠として、「令和3年度から令和6年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。」との説明がありましたが、いずれの年度も、概算要望についての国土交通省のヒアリングを受けて、精査された後の本要望の金額に対してほぼ満額であったものであり、あくまで国と協議した後でなければ、正確な交付金の額を見込めないものでした。

さらに、交付金総額を確保することについての教育委員会における協議、課題整理、解決策の検討等の記録はありませんでした。

これらのことから、今後、国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行する場合には、次の事項について検討を求めます。

ア 複数年度を事業年度とする大規模施設整備事業については、事業計画を立案する際に、国庫支出金を充当することの可否とともに、充当できる総額について、事業担当課が直接所管省庁に赴くなどして確認し、その後も予算計上や入札などのタイミングで、国庫支出金の充当見込額を確認すること。

イ 予算案の協議や入札執行何の稟議に当たっては、国庫支出金の確保見込額を示す資料を添付すること。

また、決裁権者の質問に対しては、事実に基づいた説明をすること。

ウ 所管省庁との協議内容は正確に記録し、県庁内の協議や教育委員会内における協議、課題整理、解決策の検討等の記録も残すこと。

【措置の内容】

1 事案発生の原因

令和7年9月公表の「新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書」において、原因は下記4点である旨を報告しています。

- (1)事業を進めるに当たっての確認不足、経験不足
- (2)他部局や関係機関との連携不足、交付金獲得のための積極的な活動不足
- (3)集団心理と心理的視野狭窄
- (4)公務に携わる者としての根源的な意識の欠如

2 改善措置の内容

令和7年7月、教育委員会内に調査検討チームを設置し、一連の庁内意思決定等の経過を再確認するなど本事案の調査を実施しました。

令和7年9月、調査結果をもとに「新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書」を取りまとめ、課題や問題点を明らかにし、発生の原因分析や再発防止策を取りまとめました。

3 今後の再発防止策

アからウの事項については、いずれも令和7年9月に策定された「大型施設整備事業等に係る交付金・補助金申請事務マニュアル」において、対応すべき事項として整理されております。今後、交付金又は補助金を活用する際は、本マニュアルを遵守し、慎重かつ着実に事業を進めてまいります。

ア 事業計画立案時に、確実に国に事業全体に対する交付金見込み額(全体予算額、支援期間、交付方針を含む。)を確認することが明記されています。

また、国とのヒアリングの際には、本県の申請における総要望額の説明をした上で、要望額に対する交付率(内示率)又は上限額の方針及び今年度の全国の内示状況等、国の考え方を確認することが明記されています。

イ 事業計画の財政協議時及び予算計上時に、国への確認結果を踏まえ、財政課と情報を共有し、交付金等の見込みについて協議することが明記されています。

また、入札執行伺を起案する際には、財政課の了解を得ていることが分かる資料を添付することが明記されており、決裁権者の質問に対しては事実に基づいた回答をしていきます。

ウ 確実に業務を進めていくため、必要事務をリストアップした附属の「交付金、補助金事務チェックリスト」を活用して業務管理を行っていきます。

また、協議内容等の記録を正確に記録するため、附属の「交付金等事務管理簿」を活用し、事務手続きや国との確認、所管部局との確認などを、事業立案から事業完了まで一貫して管理していきます。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査 中学校英語「話すこと」の結果報告

(義務教育課)

令和 8 年度全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」の結果について、次のとおり報告する。

1 今回公表する調査結果について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査については、8 月 3 日に、教科に関する調査（国語、算数・数学、中学校英語の「聞くこと」「読むこと」「書くこと」）及び児童生徒・学校質問調査の結果を公表している。

中学校英語「話すこと」については、8 月 3 日時点では国から調査結果に係るデータが提供されていなかったが、今回、データが提供されたことから、本県の結果を公表する。

2 中学校英語の調査結果

(1) 平均正答率（単位：%）ただし令和 8 年度の「4 技能の合計」は平均 IRT スコア

区分	令和 8 年度		区分	令和 5 年度	
	静岡県	全 国		静岡県	全 国
話すこと	40.2	36.7	話すこと	12.1	12.4
4 技能の合計※	51.3	49.9	4 技能の合計	46.8	45.6

※「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に「話すこと」を加えた 4 技能の合計値

(2) 学習指導要領の領域等ごとの結果

公開問題のみの結果について、平均正答率で表している。

区分	対象 問題数	R 8 平均正答率 (%)		
		静岡県	全国	全国との差
話すこと〔やり取り〕	3	40.9	37.6	+3.3
話すこと〔発表〕	4	36.2	33.4	+2.8

(3) 成果と課題及び今後の取組

- ・「やり取り」「発表」のいずれの区分においても、全国の平均正答率を上回る。
- ・自分の考えやその理由を英語で話すことに課題が見られる。
- ・今後、授業改善のポイントをまとめ、指導訪問や各種研修会を通じて、学校の授業づくりや言語活動の充実を支援する。

3 結果公表等のスケジュール

9 月 16 日（水）	教育委員会定例会（配付報告）
9 月 30 日（水）	国の結果公表（都道府県・指定都市別データに基づく分析結果）に合わせて、県の結果を公表する。